

県北地方の魅力発信パンフレット作成等業務委託仕様書（案）

1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務名

県北地方(*1)の魅力発信パンフレット作成業務

(*1) 県北地方・・・福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村を含む地域

3 業務の目的等

県北地方の魅力を伝えることで当地域に足を運んでもらうきっかけをつくり、県内や首都圏・近隣エリアなど県外からの誘客を促進する。また、インバウンド需要について、台湾チャーター便再開など時機を捉え、外国人向けの情報発信を積極的に行い外国人旅行客の誘客を促進する。

4 委託業務期間

契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

※ただし、パンフレットの完成・印刷は10月31日（木）までとする。

5 委託業務内容

本事業の実施に当たっては、3に掲げる業務の目的等を実現するため、事業全体に工夫を凝らし、委託者と調整しながら（1）から（3）までの各項目を実施する。

（1）パンフレットの作成

県北地方を周遊するモデルコースの紹介等を掲載した日本語版のパンフレット（以下「日本語版」という。）及び英語・中国語（繁体字）の2言語に翻訳したパンフレット（以下「翻訳版」という。）を作成すること。

ア 企画・作成

パンフレットの作成に必要な企画、取材、撮影、記事編集、デザイン、構成、印刷等の業務を行うこととし、掲載する写真については、受託者が収集・保持しているもの（最新情報を確認すること）、または委託者が提供するものを使用すること。

イ パンフレットの名称

委託者の提案とする。ただし、委託者が提供する「ひとつ、ひとつ、実現するふくしま」、「ゆめたびふくしま」のロゴを掲載すること。

ウ 掲載内容

（ア） 県北地方を周遊するモデルコースを紹介すること。

- ①以下のコースを設けること。
- ・ 4 コース【テーマ別】・・・「自然を楽しむ」「食を楽しむ」「遊ぶ・体験する」の3つのモデルコース（「遊ぶ・体験する」は大人と子ども目線に分ける）
 - ・ 4 コース【春夏秋冬】・・・四季のモデルコース
- ②全体的なデザインとして以下の最新のテーマを含んだ構成とすること。
- ・ 県北地方の四季をとおした定番観光コンテンツ（桜、自然、神社仏閣、歴史、温泉、アクティビティ等）
 - ・ 食・グルメ（ご当地グルメ、伝統料理、日本酒、果物等）
 - ・ お土産（原則として県北管内市町村の産品）
 - ・ 新たな話題性のある観光コンテンツ（ふくしま発酵ツーリズム等）
 - ・ J Rやバス等の交通情報、マップ（位置や距離関係が分かりやすい地図）
- ③いずれかのコースに県北地方の市町村を1回以上掲載し、地域バランスに配慮すること。
- ④いずれかのコースに県北地方の自然公園(*2)を1箇所以上掲載すること。
- (*2)・・・吾妻山、安達太良山、霞ヶ城、霊山
- ⑤飲食施設や宿泊施設の情報を紹介する場合は、原則として、道の駅や運営に公共的機関が携わっている施設や温泉街等を選定すること。
- ⑥特産品について、個別の銘柄等を掲載する場合は、公的機関の特産品紹介サイトへ誘導するなど、全体を紹介できるように留意すること。
- ⑦掲載する情報については、原則問合せ先や公式HPが存在する素材とすること。
- (イ) 県北地方の位置や構成する8市町村の情報やエリアマップ、空港や会津方面等からの交通アクセス、各種観光情報等を掲載したHPへの案内（以下(エ)を参照）など、委託者と相談の上掲載すること。

(ウ) 構成のイメージ

1P	表紙
2～3P	県北地方の紹介、目次、エリアマップ
4～5P	モデルコース①（自然を楽しむ）
6～7P	モデルコース②（食を楽しむ）
8P	モデルコース③（春おすすめ）
9P	モデルコース④（夏おすすめ）
10～11P	モデルコース⑤（遊ぶ・体験する〔大人目線〕）
12～13P	モデルコース⑥（遊ぶ・体験する〔子供目線〕）
14P	モデルコース⑦（秋おすすめ）
15P	モデルコース⑧（冬おすすめ）
16P	観光情報等掲載HP等への案内、アクセス（会津や首都圏から）

- (エ) 県観光情報サイト「ふくしまの旅」の二次元コード等を記載することで、「見る」「体験する」「食する」などの目的に沿った情報も見られるようにすること。

(リンク先：<https://www.tif.ne.jp/>)

- (オ) 見込顧客が旅行前に、来訪を想像できるような紙面展開とすること。
- (カ) 本パンフレットを手にとった方に、県北地方の魅力が直感的に伝わるよう、文字情報が過多とならないよう留意すること。
- (キ) 観光素材は、読み手が興味・関心や期待感を持ちやすく、観光行動に直結しやすい内容とすること。
- (ク) カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに考慮した色彩及びフォントを用いること。

エ 翻訳版の作成

作成したパンフレットの翻訳版（英語と中国語（繁体字）の2言語）を、委託者と相談の上、日本語版から情報を抜粋（ページ数減も可）し作成すること。

オ 規格

- (ア) サイズ：A 5 版
- (イ) 紙質：コート紙 90kg 以上
- (ウ) ページ数：16 ページ程度（表紙・裏表紙を含む）
- (エ) 印刷：フルカラー両面
- (オ) 製本方法：中綴じ

カ 作成部数

日本語版：10,000 部

翻訳版：1,000 部(*3)

(*3)・・・ページ数減となった場合、委託料の範囲内で増刷する場合がある。

キ 校正

完成版の印刷・製本前に委託者による校正を2回以上行うこと。

(2) パンフレットの配送

ア パンフレットの封入・発送

- (ア) 作成したパンフレットについて、委託者が別途作成する発送計画に基づき、封入から発送まで行うこと。
- (イ) 発送に当たっては、委託者が別途作成する送付文を印刷の上、パンフレットと併せて封入すること。

イ パンフレットの発生予定箇所及び予定数

現時点での発送予定箇所及び予定数は以下のとおりであるが、最終的に別途指示する委託者で決定した送付先及び送付部数(60箇所5,820部(想定))により、封入・配送すること。

- | | |
|--|-----------|
| (ア) 市役所・町村役場（8市町村） | 800 部 |
| (イ) 道の駅（管内8箇所） | 3,200 部 |
| (ウ) パンフレット掲載施設 | 900 部（想定） |
| (エ) 県北を除く地方振興局、
福島県東京・北海道・名古屋・大阪事務所（10箇所） | 860 部 |
| (オ) 関西圏の施設（1箇所） | 60 部 |

(3) その他

- ア 上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- イ 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

6 成果品

実績報告書に以下を添付の上、成果品として提出すること。

- (1) 印刷・製本したパンフレット
- (2) パンフレットの版下データ（県 HP へ掲載し、WEB でも閲覧可能なもの）
 - ア 低解像度 PDF ファイル（見開きページ及び単一ページ）
ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能とすること
 - イ 高解像度 PDF ファイル（見開きページ及び単一ページ）
画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること
 - ウ ai データ（見開きページ及び単一ページ）
- (3) 本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。なお、これらの著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

7 その他の提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届
 - イ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後に速やかに提出するもの
 - ア 業務完了報告書
 - イ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。